

令和４年第７回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和４年１１月２９日

招 集 場 所 野洲市役所議場

応 招 議 員	１ 番 小 菅 康 子	２ 番 田 中 陽 介
	３ 番 山 本 剛	４ 番 石 川 恵 美
	５ 番 村 田 弘 行	６ 番 木 下 伸 一
	７ 番 津 村 俊 二	８ 番 益 川 教 智
	９ 番 東 郷 克 己	１ ０ 番 山 崎 敦 志
	１ １ 番 服 部 嘉 雄	１ ２ 番 奥 山 文 市 郎
	１ ３ 番 山 崎 有 子	１ ４ 番 橋 俊 明
	１ ５ 番 岩 井 智 恵 子	１ ６ 番 鈴 木 市 朗
	１ ７ 番 稲 垣 誠 亮	１ ８ 番 荒 川 泰 宏

不応招議員 なし

出 席 議 員 応招議員に同じ

欠 席 議 員 なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	栢 木 進	副 市 長	佐 野 博之
教 育 長	西 村 健	病院事業管理者	前 川 聡
政策調整部長	赤 坂 悦男	総 務 部 長	川 端 美香
市 民 部 長	長 尾 健治	健康福祉部長	吉 田 和司
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田 中 源 吾	健康福祉部政策監 (病院整備担当)	布 施 篤志
市立野洲病院事務部長	武 内 了 恵	都市建設部長	三 上 忠宏
環境経済部長	吉 川 武 克	教 育 部 長	馬 野 明
政策調整部次長	小 池 秀 明	総 務 部 次 長	井 狩 勝
広報秘書課長	江 口 智 紀	総 務 課 長	山 本 定亮

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	遠 藤 総一郎	事 務 局 次 長	辻 昭 典
書 記	辻 義 幸	書 記	井 上 直 樹

議事日程

諸般の報告

第 1 議席の一部変更

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 議第 1 0 4 号から議第 1 2 1 号まで一括上程

(令和 4 年度野洲市一般会計補正予算 (第 1 2 号) 他 1 7 件)

提案理由説明

市長提出議案

議第 1 0 4 号 令和 4 年度野洲市一般会計補正予算 (第 1 2 号)

議第 1 0 5 号 令和 4 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

議第 1 0 6 号 令和 4 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

議第 1 0 7 号 令和 4 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

議第 1 0 8 号 令和 4 年度野洲市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

議第 1 0 9 号 令和 4 年度野洲市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

議第 1 1 0 号 令和 4 年度野洲市病院事業会計補正予算 (第 4 号)

議第 1 1 1 号 野洲市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

議第 1 1 2 号 野洲市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行

に伴う関係条例に係る事務の移管のための整理に関する条例

議第 1 1 3 号 野洲市事務分掌条例の一部を改正する条例

議第 1 1 4 号 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例

議第 1 1 5 号 野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例

議第 1 1 6 号 野洲市発達支援センター条例の一部を改正する条例

議第 1 1 7 号 野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する

条例

議第 1 1 8 号 野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市会計年度任用職員の

給与等に関する条例の一部を改正する条例

議第 1 1 9 号 野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

議第 1 2 0 号 野洲市市民サービスセンター条例を廃止する条例

議第 1 2 1 号 和解について

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(開会)

○議長（荒川泰宏君） （午前 9 時 0 0 分） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和 4 年第 7 回野洲市議会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は 1 8 人全員であります。

本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

次に、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定に基づき、専決処分報告書が市長から提出され、タブレットに掲載しておきましたので、ご確認願います。

次に、1 1 月 1 1 日付で鈴木市朗議員から議会運営委員会委員の辞任願が提出され、委員会条例第 1 3 条第 2 項ただし書の規定により、同日付でこれを許可しましたので、報告いたします。

(日程第 1)

○議長（荒川泰宏君） 日程第 1、議席の一部変更を議題といたします。

所属会派の異動に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定により、現在ご着席のとおり議席を一部変更いたします。

(日程第 2)

○議長（荒川泰宏君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 7 条の規定により、第 1 7 番、稲垣誠亮議員、第 1 番、小菅康子議員を指名いたします。

(日程第 3)

○議長（荒川泰宏君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 1 2 月 2 2 日までの 2 4 日間にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から１２月２２日までの２４日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、タブレットに掲載の会期日程のとおりであります。

（日程第４）

○議長（荒川泰宏君） 日程第４、議第１０４号から議第１２１号まで、令和４年度野洲市一般会計補正予算（第１２号）他１７件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

遠藤事務局長。

○議会事務局長（遠藤総一郎君） 朗読いたします。

議第１０４号令和４年度野洲市一般会計補正予算（第１２号）他補正予算６件、議第１１１号野洲市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例他条例の制定・改廃９件、議第１２１号和解について。

以上です。

○議長（荒川泰宏君） 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

栢木市長。

○市長（栢木 進君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和４年第７回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

それでは、今議会に提案いたします議案についてご説明申し上げます。

本定例会におきましては、補正予算７件、条例制定及び改廃１０件、その他１件の合計１８件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

それでは、議第１０４号から議第１１０号までの令和４年度一般会計補正予算、特別会計補正予算、事業会計補正予算について、ご説明申し上げます。

まず、議第１０４号令和４年度野洲市一般会計補正予算（第１２号）は、歳入歳出予算それぞれに１億６，５１８万５，０００円を増額します。

歳出の主な内容は、総務費で、基金積立費について、市営住宅新上屋団地の敷地を一部売却した収入を市営住宅の整備、修繕及び改良に充てるための市営住宅整備基金積立金と

して１億２，３４０万円を増額し、自治振興費について、一般財団法人自治総合センターの助成金が不採択となったため、補助金１，２４０万円を減額します。

民生費では、障がい者自立支援事業費について、サービス利用者の増加により障がい者に対する介護給付費及び訓練等給付費、補装具費などで１億４，８２８万９，０００円を、障がい児給付費で３，２８６万７，０００円を、地方創生臨時交付金の活用による障がい福祉サービス支援事業所や介護施設、民間保育所に対する原油価格・物価高騰支援として４，１００万１，０００円を増額します。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費について、昨年度のワクチン接種事業の国庫補助金返還金として１億１，３４３万８，０００円を、地方創生臨時交付金の活用による原油価格高騰支援として病院事業会計及び水道事業会計に対する補助金５，５４１万円を増額します。

農林水産業費では、農地費について守山幹線送水路の破損による漏水対策工事に対する補助金４８９万４，０００円を追加します。

土木費では、都市計画税の課税による財源を活用し、市街化区域内の道路維持工事などを進める他、国庫補助金の追加内示により交通安全対策工事を推し進めるため、総額２，８９４万７，０００円を増額します。

教育費では、小学校施設整備費において、今年度予定していた中主小学校新館棟大規模改修事業について、旧館棟の改築工事の工期見直しにより年度内の着手が困難となったことから、関係費用３億７，９５１万２，０００円を減額します。

また、中学校施設整備費において、次年度に予定していた特別教室の空調設置工事について、国庫補助金の内定があったことから前倒しで実施することとし、工事請負費４，９８０万円を増額します。

この他、電気料金の値上げなどに伴い、各施設における光熱水費の増額や、人事異動等に伴う各費目の人件費の増減に伴う補正をします。

次に、歳入の主な内容は、国県支出金では障害者自立支援事業の訓練等給付費等の増額に伴い、国庫負担金７，４１４万４，０００円、県負担金３，７０７万２，０００円の増額を、障がい児給付費の増額に伴い国庫負担金１，６４３万４，０００円、県負担金８２１万７，０００円の増額を、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業の実施により、国庫支出金９，９９８万２，０００円を増額します。

財産収入では、市営住宅新上屋団地の敷地を一部売却した不動産売払い収入１億２，３

40万円を追加します。

諸収入では、一般財団法人自治総合センターの助成金が不採択となったため、助成金1,240万円を減額します。

市債では、中主小学校旧館棟改築工事の工期見直しに伴う新館棟大規模改修事業の延期により、小学校施設整備事業債2億8,340万円を減額します。

繰越明許費では、中主小学校旧館棟改築工事の工期の見直しにより、小学校管理運営費における備品購入費の執行が年度内の完了を見込めないため、1,369万5,000円を翌年度に繰り越します。

債務負担行為では、野洲駅南口複合商業施設整備事業支援業務に係る費用について、1,900万円を上限額として設定し、また、一級河川中ノ池川フラップゲート改修工事設計業務に係る費用について、400万円を上限額として設定し、追加するものです。

次に、議第105号令和4年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算それぞれに2,453万5,000円を増額します。

主な補正の内容は、歳出では未就学児均等割保険料の軽減に係る制度改正に伴い実施されるシステム改修費の負担金16万5,000円を、一般被保険者高額療養費給付金の支給見込額の増額に伴う給付金2,500万円を増額し、人事異動等による人件費201万4,000円を減額します。

歳入では、保険給付費の増加に伴い県支出金を2,516万5,000円増額し、人件費に係る繰入金金を201万4,000円減額いたします。

次に、議第106号令和4年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算それぞれに2万4,000円を減額します。

補正の内容は、人事異動等による人件費の減額です。

次に、議第107号令和4年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算それぞれに565万円を増額します。

主な補正の内容は、歳出では地域支援事業に係る保健師の増員に伴い180万8,000円の増額を、人事異動等による人件費648万2,000円を増額します。

歳入では、人件費を含む事業費の増額などにより、国庫支出金288万2,000円、支払基金交付金269万2,000円、県支出金133万2,000円を増額します。

次に、議第108号令和4年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）は、予算第3条の収益的収入を1,350万5,000円、収益的支出を2,049万円増額し、予算第

4条の資本的支出を34万円増額します。

補正の内容は、水源地の運転に係る電気代の高騰による増額及び電気代高騰分に対する地方創生臨時交付金を財源とする一般会計補助金の増額並びに人事異動等に伴う影響額等の増額です。

次に、議第109号令和4年度野洲市下水道事業会計補正予算（第1号）は、予算第3条の収益的支出を96万8,000円増額し、予算第4条の資本的収入を200万円、資本的支出を182万7,000円増額します。

補正の内容は、人事異動等に伴う影響額の補正並びに汚水事業変更認可業務委託の追加に伴う増額及び国庫補助金の増額です。

次に、議第110号令和4年度野洲市病院事業会計補正予算（第4号）は、予算第3条の収益的収入を4,190万5,000円、収益的支出を1億2,711万3,000円増額し、予算第4条の資本的収入を23万4,000円、資本的支出を46万9,000円減額します。

主な補正の内容は、収益的収入では、原油価格高騰に対する地方創生臨時交付金を財源とする一般会計補助金を増額し、光熱水費の増加分に対応します。

収益的支出では、人事異動等に伴う影響額や、原油価格高騰による経費等を増額します。

資本的収入及び支出では、人事異動等に伴う影響額を減額し、これに対する一般会計からの出資金を減額します。

また、野洲市民病院整備準備事業として、令和4年度から令和5年度の期間で9,300万円を限度とする債務負担行為を設定します。

以上、議第104号から議第110号までの各会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、議第111号野洲市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、現在の教育委員会が管理し、及び執行している教育に関する事務のうち、スポーツ、文化に関する事務の一部について、地域振興やまちづくり分野を総合的かつ効率的に推進するため、令和5年度から市長部局に事務を移管し、執行することとするため、新たに条例を制定するものです。

なお、本条例は、令和5年4月1日から施行します。

次に、議第 1 1 2 号野洲市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に伴う関係条例に係る事務の移管のための整備に関する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、教育委員会が管理し、及び執行しているスポーツ、文化に関する事務の一部について、令和 5 年度から市長部局に移管することに伴い、関連する条例で規定されている事務の職務権限を教育委員会から市長に一括で改正するものです。

なお、本条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

次に、議第 1 1 3 号野洲市事務分掌条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本条例は、野洲市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定により、市長部局で執行するスポーツ、文化に関する事務の一部について市民部に位置づけ、地域づくりを一体的に推進する体制を構築し、事業の円滑化を図るとともに、市民活動支援や地域コミュニティの活性化などに向けた取り組みを総合的かつ効果的に推進するため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

次に、議第 1 1 4 号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、野洲駅南口周辺整備構想の見直しに必要な調査及び検討する機関として、野洲市野洲駅南口周辺整備構想検討委員会を新たに設置するため、また令和 5 年度からスポーツ、文化に関する事務の一部を教育委員会から市長部局に移管することなどに伴い、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

次に、議第 1 1 5 号野洲市ふれあい教育相談センター条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、野洲市ふれあい教育相談センターの新築移転に伴い、同センターの位置を変更するため、また、同センターが所管することばの教室に関する事業の野洲市発達支援センターへ移管するため所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行しますが、第 2 条の改正規定は、新たに設置した野洲市ふれあい教育相談センターの開所の日から施行します。

次に、第 1 1 6 号野洲市発達支援センター条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、野洲市発達支援センターの新築移転に伴い、同センターの位置を変更するため所要の改正を行うものです。

なお、本条例は新たに設置した野洲市発達支援センターの開所の日から施行します。

次に、第１１７号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、人事院が８月８日に国家公務員の給与改定を勧告し、政府は１０月７日に一般職に準じた特別職の給与改定として期末手当の引き上げを行うことを閣議決定しており、本市の議会議員、市長等の特別職の期末手当においても閣議決定の趣旨を踏まえた改定を行うものです。

内容としては、本年１２月支給の期末手当に０．０５か月分を追加し、年間３．３０か月に改定し、次年度以降については期末手当の支給月数を期別ごとに調整します。

なお、本条例は公布の日から施行しますが、次年度以降の適用分は令和５年４月１日から施行します。

次に、議第１１８号野洲市職員の給与に関する条例及び野洲市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、人事院勧告に基づく閣議決定の趣旨を踏まえ、本市の正規職員の給与改定に伴い、また会計年度任用職員の給与についても、正規職員の改定を鑑み、改定を行うものです。

正規職員の主な改定内容は、大卒初任給の引き上げ、若年層の月例給の引き上げ、勤勉手当の期別間調整などで、会計年度任用職員の主な改定内容は、月例給及び期末手当の引き上げです。

なお、本条例を公布の日から施行しますが、次年度以降適用分は、令和５年４月１日から施行いたします。

次に、議第１１９号野洲市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方公務員法の一部を改正する法律に基づく定年年齢の引き上げに伴い、所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、職員の定年年齢は段階的に６５歳まで引き上げ、６０歳に達した管理監督職の職員の職位は翌年度の４月１日までに被管理監督職に降任し、６０歳に達した日後の最初の４月１日以降の給料月額が７割水準とします。

なお、本条例は令和５年４月１日から施行します。

次に、議第１２０号野洲市市民サービスセンター条例を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

本議案は、平成１６年１０月の合併以後、市民サービスの低下を避けるため、市民サービスセンターの設置等により証明書発行等の業務を継続してきましたが、マイナンバーカードの交付推進に伴うコンビニエンスストアにおける各種証明書の交付促進により、窓口での証明書発行件数が減少していることから、行財政改革の視点から、市役所等へその機能を集約すべく、令和５年３月３１日をもって市民サービスセンターを廃止することに伴い、本条例を廃止するものです。

なお、本条例は令和５年４月１日から施行します。

次に、議第１２１号和解について、ご説明申し上げます。

本市は、株式会社ウエスト電力と令和４年２月１日から令和５年１月３１日までを契約期間として電力供給契約を締結しました。しかし、４月に入ってから世界的なエネルギー価格の高騰による電力の逼迫、市場価格の高騰を理由に、同社から電力事業を廃止する旨の通知があったことから、本市は同社との契約を解除し、解除後は最終保障供給契約と呼ばれるセーフティネット制度により、同社との契約単価よりも高額な契約単価で電力供給を受けることとなりました。

本議案は、同社との契約解除により本市が受けた損害について、代理人を通じ、同社に対し賠償を求めていたところ、同社から和解の申出があり、和解金として２，３７４万１，１４９円の提示があったことから、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定に基づき提案するものです。

以上、提案理由とさせていただきます。

ただいまの説明の中で、議第１１３号野洲市事務分掌条例の一部を改正する条例についてご説明をいたしました。その中で、「本議案は」と言うところを「本条例は」というふうに説明いたしましたが、正しくは「本議案」でございます。訂正させていただきます。

○議長（荒川泰宏君）　ただいま説明のありました議案のうち、議第１１１号野洲市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に当たっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２３条第２項の規定により、議会は条例の制定の議決をする前に教育委員会の意見を聞かなければならないとされています。

この際、お諮りいたします。

この手続については、文書をもって教育委員会に意見照会することとし、文案作成は本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。よって、この手続は文書をもって教育委員会に意見照会することとし、文案作成は本職に一任いただくことに決しました。

なお、照会文書は、本職より直ちに教育委員会に送付いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明１１月３０日から１２月５日までの６日間は、議案調査のため休会といたしたいと思いをします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（荒川泰宏君） ご異議なしと認めます。明１１月３０日から１２月５日までの６日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る１２月６日は午前９時から本会議を再開し、議案質疑、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。（午前９時２９分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和4年11月29日

野洲市議会議長 荒川 泰 宏

署 名 議 員 稲垣 誠 亮

署 名 議 員 小菅 康 子